



月刊 労千葉

国鉄千葉労働組合

T260-0017 千葉市中央区要町2番8号(DC会館)
電話 (鉄電) 千葉2935-2939番番
(公) 043(222)7207番
FAX 043(224)7197番

2000.9.6 No. 5190

シニア制度で労働大臣に申立て

「シニア制度」は、今後の高齢者の雇用をはじめ、JR全体の労働条件や業務のあり方に重大な影響を与えるものだ。われわれは、全組合員で意志統一を図ってきた昨年の取り組みにふまえ、「シニア制度」との組織をあげた闘いを開始する。

闘いはすでにはじまっている。本部は8月30日、弁護団とともに労働省に赴いて労働大臣に「請願書」を提出し、また9月5日には、来年度に60歳定年を迎える、浅野さん、三平さん、羽鳥さん三名から、労働大臣への「申告書」が提出された。

早急な是正を！

これはいずれも、「シニア制度」が職業安定法に違反していることについて早急な是正を求める申し立てである。

「シニア制度」は、職業安定法上の「無料の職業紹介事業」にあたるものだが、職業紹介事業を行う者は、労働大臣に届けてその許可を受けなければならない。

また法では、「職業紹介事業者は、求職の申し込みは全て受理しなければならない」と定められており、これらに違反した場合は、

JR東日本は8月30日、労働省に赴いて労働大臣に「請願書」を提出し、また9月5日には、来年度に60歳定年を迎える、浅野さん、三平さん、羽鳥さん三名から、労働大臣への「申告書」が提出された。

「シニア制度」は、今後の高齢者の雇用をはじめ、JR全体の労働条件や業務のあり方に重大な影響を与えるものだ。われわれは、全組合員で意志統一を図ってきた昨年の取り組みにふまえ、「シニア制度」との組織をあげた闘いを開始する。

闘いはすでにはじまっている。本部は8月30日、弁護団とともに労働省に赴いて労働大臣に「請願書」を提出し、また9月5日には、来年度に60歳定年を迎える、浅野さん、三平さん、羽鳥さん三名から、労働大臣への「申告書」が提出された。

あまりにもひどい条件だ

JR東日本の「シニア制度」は、あらゆる意味で絶対に容認することができないものだ。

何よりも、本来企業が行うべき定年延長・雇用延長を一切拒否していることに根本的な問題があるが、「再雇用制度」としても、その条件はあまりにもひどすぎる。

こんな卑劣なやり方はない

JRの賃金水準でさえ退職せざるを得ない状況を考えたとき、月13万円（手取りはもつと下がる）の賃金で、交通費すら多くは自腹で、遠隔地から通勤するなど、どう考えても不可能なケースが多くてくることは間違いない。

実際、東北地方などでの実態はどう考へてもひどいものだろう。もつとひどいものだ。

われわれが断じて許せないのはJ.R東労組だ。こんな悪制度を「すごい成果だ」「すばらしい制度だ」とウソを並べたてて、組合員をだまし、しかもそれを組織破壊攻撃の道具に使おうというのだ。こんな卑劣なことはない。実際東労組の場合、「東労組だけが再雇用さ

東労組の裏切り

「シニア制度」の外注化攻撃を許すな！

九・二六 動労千葉総決起集会

九・二六 総決起集会へ 外注化攻撃を許すな！

「シニア制度」—検修・構内

するにはJRとその関連企業だけである。
 ① 何よりも、超低賃金でベテランの労働者を好きなように使うことができ、
 ② しかも、ワンセットにされた鉄道業務の外注化攻撃によって、JR本体の業務も超低賃金の労働者に置き換えることができ、
 ③ さらには、ベテランの労働者を確保しつつ、総額人件費を徹底して切り下げ、JRが直面している要員構成の大規模な山を崩すことができるのだ。つまりJRにとってこれほど都合の良いうまい話ではない。

まさにこれは、年金の満額支給年令の段階的な引き上げを徹底して悪用し、どんな条件でも働きつけざるを得ない労働者の切羽つまつた状態を逆手にとった、極めて卑劣な悪知恵に他ならない。

JRの賃金水準でさえ退職せざるを得ない状況を考えたとき、月13万円（手取りはもつと下がる）の賃金で、交通費すら多くは自腹で、遠隔地から通勤するなど、どう考へても不可能なケースが多くてくることは間違いない。

実際、東北地方などでの実態はどう考へてもひどいものだろう。もつとひどいものだ。

結局、この制度によって得を

れる」などというデマキャンペーンをするだけで、職場討議など全く行われていないのが実態だ。

しかもJR東日本は、この13日にも、「シニア制度」とワンセットの攻撃として、検修・構内作業や設備関係の外注化提案を行おうとしている。

これは、東労組ですら「特徴的には総額人件費の削減であり、外注化、機会化、システム化、新たな雇用形態の導入、業務変更等であるが、従来の効率化の質・量を凌駕している。従来の効率化の概念に留まらず、ダイナミックに企業構造をも変えようとしているところに施策の大いな特徴がある」と悲鳴をあげざるを得ないものだが、彼らは、それを積極的に推進するとする労使協定をすでに結んでしまつていることは、ひととも語ろうとしない。ここでも組合員を騙して会社の番犬となり、大合理化の先兵になることを誓つていいのだ。

業務外注化と抱き合せた協定をまる呑みするか否かを迫り、それを呑まなければ、再雇用手続しが排除するというやり方自体が不当労働行為に他ならない。JR東労組は、今まで会社の手先となつて、不当労働行為の卑劣な先兵となつたのだ。

しかも、「シニア制度」は、「週間労働二エクス」ですら、「JR東日本のケースは（電機や

繊維メーカーなどの雇用延長制度とは）根本的にことなる。JR東日本の場合、多数の希望者に再雇用がゼロでも、会社側は採用試験の結果が悪かつたからと言える」と、その問題点、他企業の雇用延長制度との際立つた違いを指摘せざるを得ない代物だ。はじめから好き勝手に差別・選別の機会をつくることができる仕組みだということだ。

黙つていいこと はできない！

われわれは、このような最悪の制度を黙つて容認することは断じてできない。今これを容認したら、今後の高齢者の雇用や権利は、風前のともしびに等しい状態となるだろう。またJRの本体では、止め金が外れたようには合理化攻撃が襲いかかり、安全の危機は一層深刻化することになるだろう。

また、「60歳まで原職」といつても、高齢者ま労働条件緩和を

一切否定したなかで本当に働きつづけることができるのか。

こうした課題の一切をかけて、全力で闘いに起ちがあがろう。

申告書

2000年9月5日

労働大臣
吉川芳男殿

申

職業安定法48条の4第1項により、下記事実を申告します。同条第2項により、改善命令（法48条の3）その他適切な措置をもって早急に是正をお願いします。

職業安定法違反の事実

私は、国鉄千葉労働組合（以下「動労千葉」という）の組合員で、2001（平成13）年10月31日、東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という）を定年により退職の予定です。

会社は、「シニア制度」と称して、60才に達する社員に対する職業紹介制度を開始しました（制度の概要是別紙のとおり）。そして、2000年5月18日、私に対しても直接により定年後の再就職希望の有無を調査したので、再就職を希望する旨を伝え、2000年8月21日、求職申し込みをしました。

その後会社は、動労千葉の組合員以外の求職の申込者に対しては求人会社の名簿を送付し、希望のところの就職試験を受けるように紹介しました。しかし、私ならびに同僚の動労千葉の組合員に対しては、8月23日付の文書で、「貴方が加入している労働組合は『シニア雇用に関する協定』を締結していないことから、貴方に本制度を適用することはできません」として、再雇用の場一覧などに応募に必要な資料の送付を拒否してきました。

この差別的取り扱いは、「職業紹介事業者は、求職の申し込みは全て受理しなければならない」（法5条の6 第1項）に反する。

労働大臣
吉川芳男殿

書 原稿 書

2000年8月30日

千葉県千葉市中央区要町2番8号
国鉄千葉労働車労働組合
執行委員長 中野洋

請願法3条に基づき、下記事項を請願します。同法5条により、誠実な処理をお願いします。

請願の趣旨

東日本旅客鉄道株式会社は、「シニア制度」と称して、60歳に達する社員に対する職業紹介制度を開始した（制度の概要是別紙に記載）。しかし、国鉄千葉労働車労働組合の組合員だけこの制度を適用せず、不利益な差別的取り扱いに固執している。こうした差別的取り扱いを直ちに中止し、国鉄千葉労働車労働組合の組合員に対しても、その他の社員と平等な取り扱いをするよう、所管官庁の指導により是正していただきたい。

請願の理由

- (1) この「シニア制度」は、職業安定法上の「無料の職業紹介」（法4条2項）であり、これを毎年継続的に行なう「事業」であるのに、東日本旅客鉄道株式会社は法33条の許可を受けずに行なっている。
- (2) この差別的取り扱いは、「職業紹介事業者は、求職の申し込みは全て受理しなければならない」（法5条の6 第1項）に反する。
- (3) 労働大臣の改善命令（法48条の3）その他による早急な是正を求めます。

上一
-以

上一
-以